

○再犯防止措置対象者に係る業務の処理要領の改正について

(平成23年2月3日島少対乙第2015号県警察本部長通達)

(概要)

この通達は、子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止措置対象者に係る業務の処理要領について必要な事項を定めたものです。